

## 融資事務手数料優遇申請書（兼同意書）

（記入日） 年 月 日

楽天銀行株式会社 御中

債務者	住所	実印
	氏名	
連帯債務者	住所	実印
	氏名	

債務者（連帯債務の場合は、特に断りのない場合債務者全員をいいます。以下同じ。）は、以下の規定に同意し、「ハッピープログラム」による融資事務手数料（以下「本手数料」といいます。）の優遇を受けることを申請します（以下「本件申請」といいます。）。

- 「ハッピープログラム」において本手数料の優遇を受ける条件が、「融資の返済が終了するまでの間、楽天銀行株式会社（以下「貴行」といいます。）に対する一切の債務（以下「融資金等」といいます。）の返済に関する引落口座を、債務者が貴行に保有する普通預金口座とすること」であることを確認しました。
- 融資金等の返済にかかる引落口座を債務者が貴行以外に保有する預金口座へ変更する場合には、契約締結時にさかのぼって貴行の通常の手数料が適用されることに同意し、お借入金額に1.430%を乗じた金額（消費税込み）から実際にお支払いいただいた融資事務手数料の差額を支払うことに同意します。
- 債務者は、前項に定める金額を支払うまでの間、貴行が引落口座の変更に応じないことに異議を唱えないこと、また、貴行が引落口座の変更に応じないことによって債務者に生じた一切の損害に対し責任を負わないことを承認します。
- 債務者は、融資金等の返済が完了するまでの間、自己の責任において貴行の普通預金口座を利用可能な状態に維持するものとし、パスワードの失念、口座停止等、債務者の責めにより貴行の普通預金口座が利用できないことによる一切の責任を負うことに同意します。
- 債務者は、貴行の定める自動引落規定及び振替サービス規定に同意し、SMBC ファイナンスサービス株式会社から請求された金額を別途貴行宛に提出する預金口座振替依頼書にて指定した口座から預金口座振替によって支払うことに同意します。

---

再鑑	照合